

「日光市緊急銃猟実施マニュアル」の策定について

○背景

鳥獣保護管理法の改正により、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没した際に、銃を使った捕獲ができる「緊急銃猟」が制度化されたことから、国のガイドラインと県の「緊急銃猟対応マニュアル(クマ等)作成の手引き」に基づき、「日光市緊急銃猟実施マニュアル」を策定しました。

○市の基本方針

- ①緊急銃猟は、人の日常生活圏にクマが居座り、追払いをすると被害を拡大するおそれがある場合に実施します。
- ②麻酔銃はクマの個体によって効果に差があることから、屋外での捕獲には原則使用しません。
- ③夜間の緊急銃猟は安全確保が難しいことから原則実施しません。

○実施の流れ

緊急銃猟は、栃木県猟友会日光支部、栃木県、今市・日光警察署と連携して実施します。

- 1 **クマ出没情報** ……市は、猟友会の捕獲従事者、栃木県、警察に臨場を要請します。
- 2 **現場確認** ……臨場者が緊急銃猟を実施できるか検討します。
- 3 **実施方法を協議** ……捕獲場所、職員の配置、射撃方向、住民避難や通行禁止・制限範囲を確認します。
- 4 **市長に報告** ……市長が緊急銃猟の実施を判断します。
- 5 **安全確保措置** ……警察と連携し、住民避難や通行禁止・制限を実施します。
- 6 **緊急銃猟の実施** ……捕獲従事者に緊急銃猟を委託します。
- 7 **緊急銃猟終了** ……クマの生死、着弾個所、跳弾の有無などを確認し、捕獲個体を処理します。
- 8 **安全確保措置の解除** ……住民避難や通行禁止・制限を解除します。

【本件に関する問合せ先】

日光市観光経済部環境森林課自然環境係 担当:大門・矢野

電話:0288-21-5152 MAIL:kankyou-shinrin@city.nikko.lg.jp